

2026年4月1日

JICA エクアドル事務所

JICA 海外協力隊 赴任前留意事項

エクアドル共和国



※本資料に記載の情報は、作成日現在のものであり、その後状況が変化している場合があります。記載内容については正確を期していますが、万が一誤りがあった場合には JICA は責任を負いかねますのでご了承ください。

※本資料は JICA 海外協力隊を対象としたものであり、その他の方には該当しない情報も含まれている可能性があります。

目次

1. 赴任時の携行荷物について
2. 別送荷物について
 - (1) アナカン・郵送等の利用について
 - (2) 通関情報について
3. 通信状況について
 - (1) パソコンの普及状況
 - (2) 携帯電話の普及状況
4. 現金の持ち込み等について
 - (1) 現金持込にかかる注意
 - (2) 両替状況
 - (3) 赴任時に用意することが望ましい金額について
5. 治安状況について（JICA の安全対策については、隊員ハンドブックを参照）
6. 交通事情について
7. 医療事情について
8. 蚊帳について
9. 任国での運転について
10. お問い合わせ
11. その他

1. 赴任時の携行荷物について

※隊員ハンドブック 3-5 出発時の注意事項を必ず確認の上、ハンドブックに記載されている「手荷物として持参するもの」に加えて、以下を持参ください。

1) 赴任時に**必ず持参**するもの（別送品とせず、必ず携行品としてください）

① 日本で配布された資料

JICA 海外協力隊ハンドブック、国際協力共済会会員ハンドブック、等

② 隊員番号、本籍地情報

隊員番号は各種申請に、本籍地情報は在留届等に必要となります。

③ 体温計・マスク

現地の薬局で購入することも可能ですが、着任後すぐに利用することも考慮し、持参することをお勧めします。また、日本のデジタル体温計のボタン電池は現地で入手困難なため予備をお持ちください。

④ 表敬訪問用フォーマルウェア

当国における大使館表敬訪問等公式行事は、スーツ又はそれに準ずる服装となりますので、ジャケット、革靴等を必ず携行してください。

⑤ スペイン語学習用書籍（辞書、各種文法書等）

現地語学訓練や自己学習を進めていく上で、日本語で書かれた文法解説書は役に立ちます。

⑥ 防犯用パスポートケース

エクアドルでは、スリ等の犯罪が多発しています。公用旅券は貴重品とは別に、『身につけて』赴任してください。

⑦ 携帯電話（スマートフォン）

JICA エクアドル事務所では安全対策の観点から関係者に緊急時連絡用として携帯電話の携行をお願いしています。SIM フリーの携帯電話機器（スマートフォン）を持参してください。（やむを得ず持参できない場合は、現地での購入も可能です）

※エクアドル国内で利用できる携帯機種に制限がありますので、機種選定にはご注意ください。詳細は P.5 「3. 通信状況について（2）携帯電話の普及状況」を参照ください。

先輩隊員・ボランティアと名乗る方からメールを受信しても（携行荷物などを依頼する内容の場合もありますが）、面識がない場合は返信しなくて結構です（ただし、前任者情報に記載のある方を除く）。

2) 生活用品情報

① 衣類

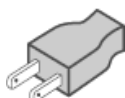
エクアドルはコスタ（海岸）地域、シエラ（山岳）地域、オリエンテ（アマゾン）地域と3つの地域に大別されます。任地がシエラ地域の場合は春・秋服（長袖シャツ・セーター・ジャケット等）が標準ですが、時期によっては朝・夜の冷え込みが激しい（10℃以下になることもある）ため、防寒着が必要です。また、急な雨に備

え雨具（レインウェアや折り畳み傘）があると便利です。コスタ地域やオリエンテ地域の場合は夏服（半袖シャツ・薄手のジャケット等）が中心となります。オリエンテーション等のため滞在する首都のキットは、シエラ地域に属するため、任地がコスタ地域やオリエンテ地域の場合でも、長袖シャツやセーター等の春・秋服及び防寒着が必要となります。エクアドルでは、衣料の種類・品物もそれなりにあり、大抵のものは入手可能です。

②電化製品

A-2 エクアドルでは日用必需品のほとんどが入手可能です。

アメリカン
タイプ



当国の電圧は 110V/60Hz であり、一般の家電製品も当地で購入可能です。ただし、日本から携行された電化製品を使用される場合には、電圧が一定でないため、入力電圧 120V／出力電圧 100V／容量 1kVA 程度の変圧器を使用されるとより安全です。なお、電源コンセント形状（プラグ）は日本と同じものが一般的です。



③書籍

日本語の専門書は当国で入手できません。また、欧米の書籍輸入を取扱う書店も少ないことから、活動に必要な専門書は、持参することをお勧めします。

3) 任地赴任の際の携行荷物について

任地が地方の方は、配属先関係者とともに任地へ赴任します。空路の場合荷物の重量制限があり、超過料金は隊員負担となります（エクアドルへの赴任前に「移転料」が皆様の日本国内の口座に振り込まれています）。

☆国内線の荷物

手荷物は 61×40×25cm、10kg まで。

機内預け荷物は原則として 23kg×1 個まで。超過重量分は追加料金を支払うことで積載可能となりますが、忙繁期には追加料金を支払っても認められない場合があります。

2. 別送荷物について

(1) アナカン・郵送等の利用について

①郵便

※2026年4月現在、一時閉鎖されていたエクアドルの郵便局は再開しましたが、手続きが非常に煩雑であり、登録などを済ませないと利用できないことから、現時点での利用は推奨していません。そのため、DHL や FEDEX などのクーリエ便や EMS、ヤマト運輸などの海外宅急便しかありません。あるいは、②で説明するアナ

カンであったとしても、多くの物品で免税措置が受けられず、手続きが煩雑で引出しに時間がかかります（最長1年かかったケースあり）。また、高額の税金や手数料が課せられるケースもありますので、可能な限り荷物の別送は避けてください。

②アナカン

アナカン（別送手荷物）は、入国後3ヵ月以内に税関へ荷物が到着した場合に限り、免税手続きが可能となりますが、通関の際に複雑な引取り手続きが必要となり、多大な時間がかかります。さらに、引取り手数料や荷物に対する関税がかかることもあるためお勧めしません。送付できる物品は、書籍以外はすべて新品（衣類や靴など含む）のみとなり、化粧品や食品などは対象外です。免税を受けることができる物品は、『送付品の領収書（レシート）の提出』が必要です。荷物の引取りには送付品料金+送料の75%の税金を支払わなければなりませんのでご注意ください。なお、アナカンの引取り作業は事務所では行いませんので、自身で対応する必要があります。かなり煩雑な手続きになることが想定されますので、アナカンの送付も可能な限り避けていただくようお願いします。

郵便物の宛先

Mr. Taro Kokusai ←必ず名前を入れてもらうこと！
C/O Embajada del Japón / Oficina de JICA
Calle Inglaterra E3-266 y Av. Amazonas, Edificio Stratta Piso5,
Quito, provincia de Pichincha Ecuador
TEL: 02-3333-653

(2) 通関情報について（当国到着時）

- 携行荷物はダンボール箱を使用せず、必ずスーツケースやバック類を利用してください。ダンボール箱は空港で荷物を預ける際や通関の際にトラブルの原因となります。
- エクアドル入国に際しては無料で持ち込める荷物に制限があり、公用旅券を所有している JICA 関係者にも適用される場合があります。
- 持ち込みが許可されるものは明らかに私物とみなされるものであり、商用目的とみなされる物は課税の対象となります（同じ電子機器を複数個所持など）。
- 荷物は全て X 線検査を通すこととなりますが、係員から内容物確認のための開梱を指示される場合もあります。

3. 通信状況について

(1) パソコンの普及状況

当国では、首都から離れた地方においてもインターネット環境がある程度整備されており、これまで派遣されたほぼ全ての隊員が自分自身のパソコンを携行しています。

※エクアドルでもパソコンの購入は可能ですが、日本語ソフトはインストールされていませんので、Windows OS、Officeなどの日本語版ソフトを購入する必要がありますので（Office365は多言語対応可能です）、可能な限り持参ください。

▶ プロバイダ、e-mail 利用状況

インターネットはかなり普及しており、地方都市においても自宅で無線 LAN（Wi-Fi）を契約することができます。現在では無線 LAN（Wi-Fi）によりインターネット接続が可能なカフェ、レストラン、ホテルなども増えてきています。なお、派遣中の隊員全員がメールアドレスを持ち、当事務所とのやり取りに活用しています。

※既にお持ちのメールアカウントにログインする際、日本の携帯電話番号等を 2 段階認証として登録されている場合にはログインが出来なくなる可能性がありますので、事前に確認し、必要に応じて認証方法を変更するなど対応ください。

(2) 携帯電話の普及状況

安全対策の観点から、隊員には普段から携帯電話（スマートフォン）の携行をお願いしています。事務所携帯の貸与は一時的には可能（盗難された場合など）ですが、携帯電話を紛失したり、盗難されたりした際は、弁償していただくことになります。事務所でスマートフォンの貸与を一時的に希望される方も、SIM カードは自身のものを使用する必要があります。緊急時の受発信が目的ですので、常に通話可能な状態にし、携帯して下さい。

また、日本国内で製造されているメーカー（例えば、シャープ、SONY、富士通、パナソニックなど）はほとんどエクアドル国内で流通していないため、SIM フリーの携帯電話であっても、使用するのに煩雑な機種登録の手続きが必要となる場合があるため避けてください。主に流通しているのは、iPhone, SAMSUNG, NOKIA, Huawei などです。機種登録をすることなくエクアドル国内で使用が可能な機体を調べるには、以下のサイトで確認が可能です。

TU CELULAR LEGAL (arcotel.gob.ec)

http://tucelularlegal.arcotel.gob.ec/tucelularlegal/consulta_Equipos.aspx

日本から持参する携帯電話がエクアドル国内で使用できるか不安な場合は、現地で携帯電話を調達することもできます。（130 ドルくらいから各機種あります。）

※JICA 事務所から貸出す携帯電話は、最新モデルではありません。

（現地生活費の中には緊急連絡用の携帯電話の通信費として 1 か月 US\$25 が含まれています）

4. 現金の持ち込み等について

(1) 現金持込にかかる注意

- ▶ エクアドルでは 2000 年のドル化政策以後、公式流通通貨は米国ドル（US\$）です。日本からの現金持込の際は、必ず米国ドルをご用意ください。その際、必ず US\$20.00 札より小額の紙幣もご持参ください（US\$50.00、US\$100.00 を受け取

るのは、一流ホテル、高級レストランなどの一部のみであるため)。

※皆様の到着は深夜になることが多く、空港での両替の時間はありませんので、予め最低でも US\$700 程度（語学研修中の食事代 US\$300+約 1 ヶ月間の生活費）の米国ドル現金を持参してください。

- 当国到着後、現地銀行の口座開設手続きを行います（現地生活費の受取銀行）。口座開設次第、預金が可能となります（現金のみ。入金は US\$100.00 札でも可能ですが、引き出しの際には US\$20.00 以下の紙幣となります）。口座開設後、キャッシュカード（兼デビットカード）が発行されます。なお、口座開設時に登録が必要なメールアドレスは、ドメインが「.jp」ではなく「.com」のものに限られておりますので、事前に使用可能なメールアドレスを必ずご準備ください。

- 赴任時支給金額等（長期隊員）
着任後、現地銀行に口座開設が完了したら、初回送金として JICA エクアドル事務所から約 1.5 から 3 ヶ月分（到着時四半期分）の現地生活費を現地銀行個人口座に振り込みます。

(2) 両替状況

➤ 現金

通貨が米国ドルのため、両替商などは普及しておりません。必ず、日本で米国ドルに両替の上、ご持参ください。

➤ クレジットカード

都市部（観光地）のホテル、レストラン、スーパーマーケットでは各種クレジットカードの利用が可能ですが、地方ではまだ普及していません。

(3) 赴任時に用意することが望ましい金額について

前述の通り、初回送金として現地銀行個人口座に約 1.5 か月から 3 か月分の現地生活費を振り込みますが、引き出しが可能になるのはおおよそ現地語学訓練中です。そのため、当国到着後から任地赴任まで（約 1 ヶ月間）に必要な資金はあらかじめ日本から持参してください。1 か月 US\$400.00 程度を目安に当面の生活費をご用意いただく他、当国到着から任地赴任直後までに支払いが必要となる費用を以下にお知らせします。

- ・ 現地語学訓練期間中の食費: 約 US\$300.00 が必要となります。この金額は祝日などによる訓練日数の増減により多少変化するため、少し多めに持参ください。語学訓練中の宿泊費は JICA が支払います。
- ・ 任地での住居はホームステイまたは一人暮らしのアパートとなります。住居自体は先方政府または JICA が家賃負担することにより提供されますが、住居賃貸契約

時に支払いが求められる保証金（家賃の1～2か月分、退居時に問題がなければ全額返金）は隊員が支払うこととなりますので、赴任時には、その金額（想定家賃US\$450～500×2か月分）が必要となります。

5. 治安状況について（JICAの安全対策については、隊員ハンドブックを参照）

エクアドルの治安状況は近年急速に悪化しており、「近隣諸国に比べると治安は良好」というのは過去の話となっています。殺人事件に関しては2025年には約9,200件発生しており、この数は日本のこれまでの年間平均殺人件数と比べて約30倍です。同時に盗難件数も2025年には5万4千件以上発生しています。

犯罪や事故に遭遇する可能性をゼロにすることはできませんが、その可能性と被害を減少させるために適切な予防対策をとることが重要です。こうした安全のための各種対策（情報収集・共有や連絡体制の整備、各種研修および各種安全対策機材の整備等）をJICAエクアドル事務所はJICA本部と連携し、実施しています。

一方、これらの対策は安全確保のための一助であり、隊員自らが、普段から、自分の安全は自分で守るというセルフ・ディフェンスの意識を高く持ち続け、万全の対策を講じた上で、日々注意して過ごすことが重要です。これらの安全対策の基本的な事項として、以下5点（1）～（5）に留意して下さい。

（1）安全3原則の遵守

①「目立たない」

必要以上に華美な服装、装飾品を身につける、現地ではあまり見かけないような目立つ車に乗る、公共の場（レストラン、バーなど）で大きな声で現地の悪口を言う、政治、宗教、文化、習慣、生活環境などを批判することは目立つばかりでなく恨まれる原因にもなるため留意する。現地では、私たちは外国人です。生活しているだけで目立つ存在であることを認識する。

②「行動を予知されない」

行動のパターン化（通勤、通学、買物、娯楽、外食の際の移動ルートや時間などの固定化）は犯罪者、テロリストなどに攻撃計画を立てやすくするため、移動の際のルートや時間含めできる限り不規則な行動をし、予期されないようにする。

③「用心を怠らない」

平素から、外出時には周囲に気を配る、夜間の外出を避ける、単独行動を避ける、追跡者の有無を時々振り返り確認する、人通りの少ないエリアを避ける等の注意を継続する。また、現地に到着した当初は安全に気を配っていても、時間の経過とともに慣れが生じてくると、当初注意していた点を忘れがちになり、思わぬ被害に遭うことがあります。また、現地の治安状況は予期せぬことが原因で大きく変化することもあるため「自分だけは安全」と過信せず、常に気持ちを引き締め行動する。

(2) 治安関連情報入手方法の確保

セルフ・ディフェンスの観点から、平素から関心を持って治安関連情報を収集し、対策を検討する一助とするとともに、重要な危険情報が速やかに入手できる体制を整えておくことが重要です。また、隣人、コミュニティ、カウンターパート、在留邦人等の現地社会との交流を持ち、様々な個人や組織との間でネットワークを構築することも有効です（他方、不必要な情報開示は避けることも留意が必要です）。これにより、普段から様々な情報が自然と入ってくるため、いざというときに隣人の助けが得られる可能性も高まります。また、渡航前にはエクアドルの歴史、宗教、文化、習慣、政治等について情報を入手し可能な限り理解に努めておくことも安全対策には有効です。

(3) 所在（場所及び連絡先）の明確化

大規模な事件・事故等が発生した場合は、JICA 事務所は JICA 関係者の安否を確認します。このため、任地を離れる場合は、必ず事前に JICA 事務所へ行き先、同行者、宿泊先等をポータルシステムにて連絡（所長承認が必要な地域については承認申請）してください（当事務所で安全を確認し、必要と判断した場合は、変更や渡航中止をお願いすることもあります）。有事の際は携帯電話が通じなくなる可能性もあり、行動予定が判らなると単に連絡が繋がらないのか事故に巻き込まれたのかの判断が付かなくなってしまう。また、ご自身が事件・事故等に遭遇した場合は、JICA 事務所へ速やかに一報ください。さらに、近傍での大規模な事件・事故や地震等が発生した場合には、ご自身が直接事件・事故の被害に遭っていないくとも、JICA 事務所に安全の旨連絡を入れるようお願いいたします。

(4) 緊急連絡手段の確保

携帯電話は、通常の連絡だけでなく、緊急時に助けを求める際や、大規模な事故発生時の安否確認に必要不可欠な連絡手段となります。このため、外出の際には、必ず携帯電話を通信可能な状態で携行するとともに、在宅時、就寝時においても着信が判る様に目に付く場所に置き、十分な着信音量を確保するようお願いいたします。旅行等で長時間携帯する場合には、充電器も忘れずに携行願います。

(5) 無抵抗主義の徹底

銃器やナイフ等を所持した犯罪者に遭遇した場合には、生命・身体の安全を最優先して、無抵抗に徹して下さい。要求に抗うことで犯人が興奮し身体に危害を加える可能性が高まりますので、犯人の要求には静かに従うように徹底してください。

当国では隊員の日中の長距離バスでの移動、徒歩移動は禁止していませんが「だから安全」なのではありません。その分、路上・公共交通機関内で強盗・スリ・置き引き等の犯罪被害に遭うリスクが高い国であるということを自覚してください。隊員犯罪被害の多くは、路上や公共交通機関内での強盗・スリ・置き引き被害です。JICA 関

係者は外国人というだけで目立ち狙われるリスクが高いことを認識し、外出の際には十分に注意し、特に犯罪の発生率が高まる夕方以降の外出はできるだけ避け、外出しなければならぬ場合は正規のタクシーまたはUberなどの配車サービスを利用してください。

全ての犯罪に対して完璧な防犯措置を取ることは困難ですが、常に警戒心を持ち、最大限の予防策を講じるとともに、余裕を持った行動を心掛け、焦ることなく的確な判断をお願いします。なお、着任オリエンテーション時および任地赴任前に当事務所にて安全対策についてのブリーフィングを行います。着任後は事務所の講じる安全対策に従い、また、公共放送・事務所・大使館からの安全情報の確保に努めるなど、**「自分の身は自分で守る」意識を持つようにしてください。**

在エクアドル日本国大使館より「着任に際し以下の安全情報に関するホームページを参照してください」との連絡を受けておりますので、必ず事前に目を通しておいてください。

http://www.ec.emb-japan.go.jp/consular_jp.htm (在エクアドル日本国大使館ホームページ)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_243.html#ad-image-0

(海外安全ホームページより安全の手引き)

6. 交通事情について

近年主要道路の整備が進み、警察の検問も頻繁に行われていますが、一般的に運転マナーは悪く事故が多発しています。

■バス：

【長・中距離バス】バスターミナルの中にあるバス会社窓口にてチケットを購入します。(なお、JICAエクアドル事務所では関係者の陸路の都市間移動(午後6時から午前6時までの時間)は禁止しています。)

【市内バス】独自のルートがあり、外国人には分かり難いことから、地元の人か運転手に聞いてください。前方のドアから乗車して料金を支払い、後方のドアから降りるのが一般的です。また、バス代は、どこまで乗っても一律料金です。

【専用レーンバス】

キト市内には、8月10日大通り (Av. 10 de Agosto) には「トロリー・バス」、12月6日大通り (Av. 6 de Diciembre) には「エコビア」、アメリカ大通り

(Av. America y La Prensa) には「コレドール・セントラル・ノルテ」というバスが専用レーンを走っています。停留所が設けられており、一律料金35センターボスで移動できます。

■地下鉄：

2023年に開通したメトロという地下鉄です。キト市内南北を結んでいます。一律料金45センターボスで移動できます。

■タクシー：

一般的なタクシーは、全国的に黄色い普通乗用車で車体番号がついています。都市部ではタクシーメーターを使用するタクシーが増えましたが、地方ではあまり普及していないので、利用する前に料金を確認しておくとい良いでしょう。Uberなどの配車サービス*も地域によっては利用可能です。

*一部利用を禁止している配車サービスもあります。

■鉄道：

コロナ禍により運航休止していましたが、現在はインバブラ県などで再開しています。（主に観光用として運行）

■飛行機：

飛行機はキトとグアヤキルを拠点として、様々な地方都市へ運航しています。運航日程は毎月変わるので、ホームページ等で確認が必要となります。

7. 医療事情について

➤ 医療状況について

首都、および主要都市においては、日本と同じような医療サービスを受けることが可能な医療機関があります。また、薬局もたくさんあり、薬剤の種類も豊富です。ただし、日本と同じ薬剤があるとは限りませんので、常用されている薬がある場合には持参いただくか、薬剤の一般名（商品名ではなく、薬剤そのものの名前）を確認いただき、当地でも入手可能かどうか、「エクアドル事務所代表アドレス：ec_oso_rep@jica.go.jp」に問い合わせください（事前確認なく赴任され、日本で服用していた薬と同じものが入手できず困るケースが発生しています。また日本の薬より容量が多い場合があります）。**歯科治療も可能ですが、治療費は高額となることが多いため、出発前の歯科受診をお勧めします。**

➤ 高山病について

任地が標高の低い地域であっても、着任後の約1か月は標高2850m（富士山の7合目程度）の首都キトに滞在しますので、高山病になる可能性があります。心配な方は出発前に渡航外来などでの相談をお勧めします（ただし、医療費等の補助はありません）。

➤ 医薬品等について

- ・ 常用している薬、使用頻度の高い薬があれば、日本から持参されることをお勧めします。アセトアミノフェン（商品名としてパラセタモール、タイレノールなどです）などの解熱鎮痛剤は当地で購入できます。虫刺され後等に使用する軟膏などは当地でもありますが、日本でよく使われるような清涼感のある塗り薬はありませんので、必要と思われる方は持参してください。
- ・ 体温計は必ず持参をお願いします。
- ・ パルスオキシメーターをすでにお持ちの方は持参をお勧めします。高地では、一般的に日本で測定されるよりも血中の酸素の値が低くなるため、高地での値を把握しておくことは、万が一新型コロナウイルス感染症に感染した場合などに、異常な数

値となっているのかどうかの判断に役立ちます。

- ・ 高地では紫外線が強いため、日焼け止めなども持参をお勧めします。日本製にこだわらなければ、当地でも購入ができます。また、帽子やサングラスもあったほうがよいでしょう。

➤ 予防接種

- ・ エクアドルは黄熱に感染する危険のある国となっています。ただし、全土ではなく、特にアンデス山脈東側の標高 2,300m以下の地域で接種が推奨されています。黄熱予防接種証明書（イエローカード）をお持ちの方は必ず持参してください。

2025 年に入って、エクアドルのアマゾン地方で黄熱患者の発生がありました。その際、一時的措置として、コロンビア、ペルー、ボリビア、ブラジルからの入国時にはイエローカードの提示が必須でした（現在は、解除されています）。2 年間の活動中、ペルーやボリビアにご旅行される方も多くいらっしゃいます。再度このような措置が取られる可能性もありますので、この点よくご理解の上、渡航前に黄熱予防接種をぜひ済ませていただきますようお願いいたします（イエローカードは常にパスポートと一緒に携帯するようにしてください）。

黄熱に関しては、以下のサイトをご参照ください。

黄熱について (forth. go. jp)

- ・ エクアドル渡航に際しては、腸チフスワクチンの接種も推奨されているため、渡航前に渡航外来等で接種することをお勧めします。

厚生労働省検疫所 FORTH の以下サイトもご参照ください。

FORTH | 国・地域別情報 | 南米地域 | ペルー・ボリビア・エクアドル

➤ 海外旅行保険キャッシュレスサービス被保険者証の申請について

訓練中に、国際協力共済会から派遣中の海外旅行保険に関する講座があります。その講座にて、キャッシュレスサービスに関する説明がありますので、説明をよくお聞きください。着任後、体調を崩され医療機関にかかる方がいらっしゃいますが、当地でご紹介する医療機関は私立病院で、医療費が高額になる傾向があります。そのため、赴任前に同サービスの利用を申請し、キャッシュレスサービスの被保険者証を入手・持参いただくことをお勧めします。

8. 蚊帳について

コスタ、オリエンテ地域では防蚊対策の一つとして蚊帳の利用をお勧めします。蚊帳は現地で購入することができます。ただし、費用の補助はありません。

9. 任国での運転について

当国では隊員の車両／普通自動二輪（バイク）等の運転を禁止しています。自転車の運転も原則禁止です。

10. お問い合わせ

当国での活動に関する質問は、以下の事務所代表アドレス宛にメールでお問い合わせください。

- ※長期隊員の方は、お問い合わせは派遣前訓練が開始してから行ってください。
- ※活動に関わる内容以外の質問はお控えください。

お問い合わせ先

エクアドル事務所代表アドレス : ec_oso_rep@jica.go.jp

11. その他

(1) 入国、通関に関する留意事項

※2026年4月現在、エクアドル入国にあたり、特に必要な書類等はありません。

上記は随時変更となる可能性があるため、以下、在エクアドル日本大使館ホームページで最新情報を確認してください。

https://www.ec.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

(在エクアドル日本大使館ホームページ新型コロナウイルス関係情報)

(2) エクアドル空港到着時

- 当国への航空機がキト国際空港に近づいた時、天候が思わしくない（夜霧で視界が悪い、大雨洪水警報が発せられ滑走路状況が悪い）場合は、航空機がグアヤキル国際空港に迂回し、一時待機または同地で停泊することがあります。グアヤキル市でやむを得ず一泊することになった場合には、同空港（航空会社）の案内に従うと同時に、以下企画調査員の携帯電話に連絡してください。

なお、グアヤキルの治安は非常に悪くなっていますので、万が一同地で一泊することになった場合は、絶対に、夜間外出しないでください。

淀川英子 企画調査員：携帯 +593- (0) 993-341-575

笹尾員統 企画調査員：携帯 +593- (0) 997-616-631

- (ア) 預けた荷物が出てこない場合、スーツケースが破損していた場合には、ターンテーブル脇にあるバゲージクレームカウンターに申告してください。その際にも荷物預り証（クレームタグ）が必要ですので、大切に保管しておいてください。
- (イ) 荷物を引き取った後は通関となります。税関申告が必要なものの有無に関わらず、中身の検査を求められる場合があります。その際には速やかに検査に応じてください。
- (ウ) 到着ロビー出入口付近で企画調査員（ボランティア事業）が出迎えます。

(エ) 深夜の到着となる場合もありますので、できる限り迅速に入国手続きを済ませるよう意識して行動してください。空港から滞在するホテルまで約 45 分かかります。

以上